

坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）
基準緩和型サービス事業に係る研修のご案内

1 目的

坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱又は坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に基づき実施する事業に従事する者に必要な研修を実施します。

2 実施日時・会場

- (1) 平成29年2月15日（水）
- (2) 管理者 午前9時30分～正午 坂戸市福祉センター会議室
- (3) 従事者 午前9時30分～午後5時30分 坂戸市ワークプラザ会議室

3 対象者

- (1) 坂戸市内で坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスA及び坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスAの総合事業のサービスの実施を予定している事業所の管理者
- (2) 坂戸市内で総合事業のサービスに従事予定の者
※坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業基準緩和型サービス事業研修実施要領に定める免除規定があります。

4 研修内容

坂戸市介護予防・日常生活支援総合事業基準緩和型サービス事業研修実施要領に準じて行います。

5 参加方法

- (1) 所定の申込書でお申込下さい。
- (2) 受付方法 窓口、郵送（当日の消印有効）、FAX、電子メール
- (3) 受付窓口 坂戸市社会福祉協議会
- (4) 受付時間 ・窓口とFAXは午前8時30分～午後5時15分
・その他の受付は随時
※個人情報漏えい防止のため、職員が不在になる時間帯のFAX送信は行わないで下さい。
- (5) 受付期間 平成29年1月30日（月）～2月7日（火）